社会保険等加入対策に係るフロー図（一次下請け）

受注者

①契約締結後，社会保険等に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出。
②下請契約を締結した時は，契約の相手方の社会保険等※1加入状況を確認した上で作成した（1）「施工体制台帳」の写し，（2）「下請契約書」の写し，（3）当該下請契約に係る「請負代金内訳書（社会保険等に係る法定福利費を明示したもの）」の写しを発注者に提出。適用除外の者がある場合は，（4）適用除外誓約書（様式１）も併せて提出が必要。
※1　社会保険等とは，健康保険，厚生年金保険及び雇用保険のことをいう。

監督職員

施工体制台帳，下請契約書，請負代金内訳書により社会保険等の加入状況を確認【監督職員】

- 未加入又は加入手続き中
- ・加入
  ・適用除外　様式１

受注者に対して，特別事情申請書を提出するよう工事打合簿により指示　様式2
【監督職員⇒受注者】指示日の翌日を起算日として７日以内に提出を求める。

受注者・工事発注課

- 特別事情申請書の提出なし
- 特別事情申請書の提出あり
  - 特別な事情を審議（必要に応じてヒアリング）【監督職員】7日以内
    - 特別な事情を認めない
    - 特別な事情を認める

受注者に特別の事情を有すると認めた旨及び通知日から30日以内に保険加入を確認できる書類を提出するよう通知　様式3
特別事情申請書の提出がない場合，特別な事情を認めない場合又は特別な事情を認めたが保険加入を確認できる書類の提出がない場合は，指名停止する旨を通知
【工事発注課→受注者】

- 未加入
- 加入

各担当課

・指名停止の措置【契約検査課】
・未加入業者の兵庫県知事許可業者のみ，建設業許可行政庁の保険担当部局へ通報（建設業許可の無いものは対象外）【工事発注課】

ペナルティなし